

別記個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 業務受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 業務受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 業務受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4条 業務受託者は、上越地域医療センター病院（以下「病院」という。）の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は病院の書面承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5条 業務受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 業務受託者は、業務を処理するため、個人情報の全部又は一部を病院の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 業務受託者は、病院の許可を受けて複写又は複製をしたときは、業務の終了後、遅滞なく当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により利用することができないように処分しなければならない。

(個人情報管理責任者の選任)

第7条 業務受託者は、あらかじめ業務に関連する個人情報の取扱いに関する連絡又は確認を行うため、個人情報管理責任者を選任しなければならない。

2 業務受託者は、個人情報管理責任者を選任し、又は変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲に通知するものとする。

(個人情報の管理)

第8条 業務受託者は、病院から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び業務受託者が業務の履行のために作成したそれらの記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体をいう。以下同じ。）については、保管場所を特定するとともに、必要があると認めるときは、施錠することができる保管庫又は施錠若しくは入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 業務受託者は、個人情報の管理に係る台帳を設け、個人情報の管理状況を記録するとともに、病院から要求があった場合には、当該台帳を病院に提出しなければならない。

3 業務受託者は、個人情報を取り扱う機器及び電子媒体等の盗難等を防止するための対策を講じなければならない。

4 業務受託者は、業務の履行にあたり取り扱う個人情報を情報システム内で保管したときは、当該個人情報へのアクセスを業務の履行に必要最小限の従業員に限って行わせなければならない。この場合において、アクセス権限を有しない者が、当該個人情報へアクセスすることができないよう適切な措置を講じなければならない。

5 業務受託者は、個人情報に係る記録媒体を外部へ送付し、又は持ち出すときは、パスワードの設定その他個人情報が漏えいしないための適切な措置を講じなければならない。

(記録媒体上の個人情報の消去)

第9条 業務受託者は、業務の履行のために作成した個人情報に係る記録媒体上に保有する一切の個人情報について、業務の終了後、復元不可能な処理を施した上で、速やかに削除しなければならない。

(従事者への周知等)

第10条 業務受託者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第11条 業務受託者は、業務を処理するため、業務受託者自ら収集又は作成した個人情報が記録された資料は業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに、速やかにかつ確実に病院に返還、又は提出、及び廃棄するものとする。ただし、病院が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第12条 業務受託者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、業務受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第13条 業務受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、病院が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(教育等の実施)

第14条 業務受託者は、業務の従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本約款に定める遵守事項その他業務の適切な履行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(実地検査等)

第15条 病院は、業務受託者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時に立入検査又は調査し、業務受託者に対して必要な報告を求め、又は業務の処理に関して指示を与えることができる。

2 業務受託者は、病院から検査実施の要求又は作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(指示及び報告等)

第16条 病院は、業務受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、業務受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第17条 業務受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに病院に連絡するとともに、遅滞なく事故の発生場所、発生状況等を記載した書面をもって病院に報告し、病院の指示に従わなければならない。

2 業務受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の個人情報の安全の確保に関わる事態であって個人の権利利益を害するおそれの大きいものとして、国の機関である個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が別に定めるものが生じたとき及び病院が事案を公表したときは、前項の規定による病院への報告のほか、委員会へ報告しなければならない。

(損害賠償)

第18条 業務受託者が、本特記条項に定める事項に違反し、病院又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(約款外の事項)

第19条 個人情報の管理に関し、本約款に定めのない事項及び本約款に定める事項について、疑義が生じたときは、必要に応じて、業務受託者と病院が協議の上、決定するものとする。